

文 富 号 外
令和 8 年 6 月 1 日

富士登山関係者 各位

7/5日 10:30~

(観光・交通・登山用品販売の事業者並びに関係団体の御担当者様)

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課長

今夏の富士山における静岡県の取組の周知について（協力依頼）

日頃より、世界遺産富士山の保全につきまして、御理解と御協力いただき、誠にありがとうございます。

本県では、富士山の保全と登山者の安全確保を目的に、富士山の開山期間中（例年7月上旬～9月10日）、静岡県側の三登山口（富士宮口・御殿場口・須走口）において、登山規制を実施しています。

つきましては、富士登山を計画している皆様への本県の取組の周知について、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 静岡県の登山規制の概要

実施期間 (開山期間)	○須走口：7月1日～9月10日（予定） ○富士宮口・御殿場口：7月10日～9月10日（予定） ※開山日は直前の道路状況によって遅れる可能性もあります
規制内容	入山される方には、条例により次の3つの条件が義務づけられます。 ※「入山」とは、県が定める基準点より山頂側に立ち入ることを言います。 ①富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習の修了 ②午後2時から翌午前3時までに入山する場合は山小屋宿泊が必要 ③入山料（1人1回4,000円）の納付

2 今夏の富士登山で注意が必要なこと

- 近年、気候変動の影響による急な豪雨が頻発していること
- 装備や体調の管理等、準備不足による登山事故が発生していること
- 山小屋の宿泊者数に限度があり、小屋に宿泊せず夜通しで一気に山頂を目指す「弾丸登山」が増加し、登山事故につながる可能性があること
- 山小屋トイレのオーバーフロー等が懸念され、山小屋の営業時間外の一般登山者のトイレを使用制限する場合があること
- 午後2時から午前3時までは、山小屋の宿泊予約があれば入山できるが、山小屋ごとにチェックインが可能な時刻が決められているため注意すること
- 夜間はタクシーの運行が少なく、五合目までの迎車に相当の時間がかかるため、入山時間にかかわらず、下山時間に十分に注意し、時間に余裕を持った計画を立てていただくこと

2026年

静岡県富士登山規制

世界遺産富士山の「美しさ」、「神聖さ」を守り、

全ての登山者が安全で快適に富士登山できる環境を実現しましょう

そして、世界の宝富士山を次の世代に引き継いでいきましょう

富士宮口

御殿場口

須走口

1

富士山の保全、安全登山に係る
ルール・マナーの事前学習の修了

eラーニングまたは各登山口での現地学習
登山口到着までにeラーニングにより修了しておくことで
スムーズに登山を開始できます

2

入山料の納付 1人1回 4,000円

入山料は、安全で快適に登山できる環境づくりや
美しい自然を守る取組の財源として使用します
条例に基づきお支払いが必要です

3

午後2時から翌午前3時までの
時間帯に入山する場合は山小屋宿泊が必要

上記3つの条件を満たすことで入山できます



入山の手続きは、
「静岡県 FUJI NAVI」アプリから

開山期間(予定)

富士宮口・御殿場口: 7/10~9/10

須走口: 7/1~9/10

※開山日は残雪の状況により遅れる可能性があります。

「静岡県 FUJI NAVI」アプリで

事前登録いただいた方に各登山口で

記念品をプレゼント!

2026

富士山登山記念

2026

富士山登山記念

2026

富士山登山記念

Mount Fuji climbing commemoration Fuji climbing commemoration Fuji climbing commemoration

富士宮口

御殿場口

須走口

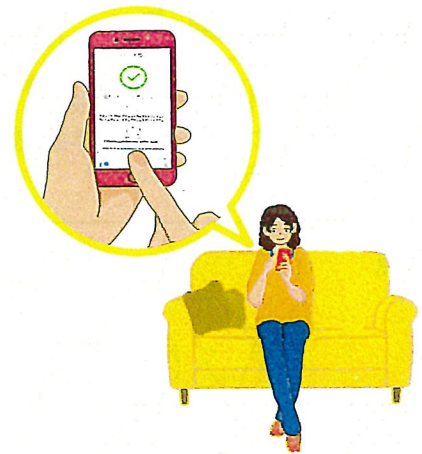
※写真はイメージです

事前登録開始

2026年5月8日から

富士登山までの流れ

登山を開始するためには、各五合目で入山証の提示が必要です
登山中も、係員から入山証の提示を求められた際には、提示いただく必要があります
事前に入山証(QRコード)を取得していない場合は、各五合目で、事前学習、書類記入・提出、入山料の支払などの手続きをしていただきます
「静岡県 FUJI NAVI」を利用し、スムーズに登山を開始できるようにしておきましょう



アプリで 入山証(QRコード)を 取得している場合



各登山道入口の受付小屋で「静岡県FUJI NAVI」を起動しQRコードを係員に提示します
午後2時から翌午前3時までに入山する場合は、山小屋宿泊が確認できるものも併せて提示します

かんたん
はやい



入山証(QRコード)の認証後、リストバンドを受け取ります



登山開始

入山証(QRコード)を 取得していない場合



学習小屋で届出書に必要事項
(登山日・氏名・山小屋宿泊の有無等)を記入します



学習小屋で事前学習をしていただきます



受付小屋で届出書等を提出し、入山料4,000円/人を納付します
午後2時から翌午前3時までに入山する場合は、山小屋宿泊が確認できるものを提示します



入山証、リストバンドを受け取ります

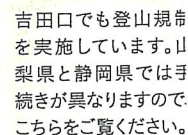


登山開始

静岡県には、3つのルート(富士宮口、御殿場口、須走口)があります
基準点から山頂側に立ち入る場合、規制の対象となります

歩道名・色分け
富士山では主要登山道に色分けを定めています。

- 富士宮ルート
御殿場ルート
須走ルート
吉田ルート



- 山頂までの距離が最も短い
- 登山道と下山道が同じであるため、すれ違い時は注意



五合目～山頂の所要時間
登り約5時間、下り約3時間
＊マイカー規制あり

○高低差1,000mを一気に下る大砂走り
○4ルート中最長であるため、体力と経験のある登山者向け



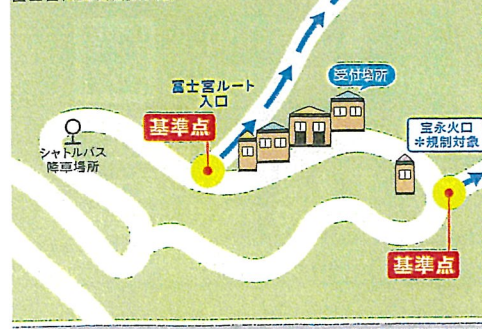
新五合目～山頂の所要時間
登り約9時間、下り約4時間

○新六合目まで緑豊かな樹林帯
○悪天候時の道迷いに注意

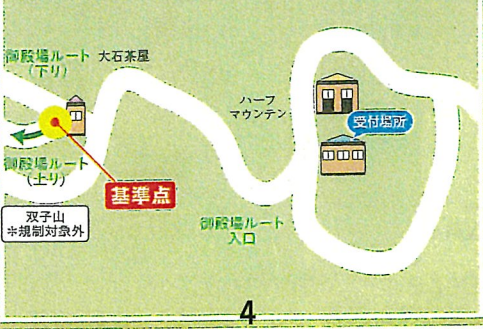


五合目～山頂の所要時間
登り約7時間、下り約4時間
＊マイカー規制あり

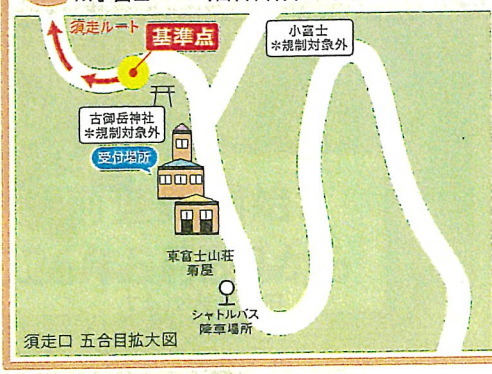
富士宮口五合目拡大図



御殿場口 新五合目拡大図



※小富士コース、古御岳神社の参拝は規制対象外





入山手続アプリ「静岡県 FUJI NAVI」で入山証を取得しましょう！

アプリを利用し入山証を取得することで、スムーズに登山を開始することができます

マップ機能、気象情報などのプッシュ配信により、安全で快適な富士登山につながります

事前登録開始は2026年5月8日から

Q & A

よくあるご質問

Q1 スマホをもっていない未成年はどうすればよいですか？

A1 同伴者（保護者）による一括登録が可能です。また、現地でスマホを使わない手続きも可能です。

Q2 開山期間中に複数回富士登山する予定があります。入山料は毎回4,000円納付する必要がありますか？

A2 1人1回の登山ごとに、4,000円を納付いただきます。

Q3 子どもの入山料も4,000円ですか？

A3 子どもも4,000円を納付いただきます。ただし、教育課程に基づく教育活動については、事前申請により、入山料を免除します。

Q4 五合目観光をしたいのですが、登山規制の対象ですか？

A4 御殿場口の双子山コースや須走口の小富士コース、古御岳神社への参拝は規制の対象外となります。富士宮口の宝永火口コースは、規制の対象となります。

Q5 登山者数の上限はありますか？

A5 静岡県側（富士宮口・御殿場口・須走口）では、登山者数の上限は設けておりません。

Q6 規制の内容について、もっと知りたい

A6 「富士登山オフィシャルサイト」又は「世界遺産富士山とことんガイド」をご確認ください。



富士登山
オフィシャルサイト



世界遺産富士山
とことんガイド

①Webサイトにアクセス

②静岡県公式アプリ「静岡県FUJI NAVI」をスマホにインストール



WEBサイト

※App StoreやGoogle Playストアでアプリ取得（無料）

③事前学習の修了

動画又はテキストにより、事前学習（eラーニング）をし、富士山テストを受けてください
入山証の受取りには、富士山テストの全問合格が必要です

④登山情報登録

登山情報等を入力します
（登山日・氏名・山小屋宿泊の有無等）

⑤入山料の納付

決済方法（クレジットカード、電子マネー等）を選択し、入山料4,000円/人を納付します
※入山をとりやめた場合は、ご自身で返金手続きをお願いします

⑥入山証の受取り

入山証の使用者情報を入力後、入山証（QRコード）が表示されます

⑦当日、現地で入山証を提示

静岡県公式アプリ「静岡県FUJI NAVI」を起動し、現地係員に入山証（QRコード）を提示してください

⑧アプリを活用して安全快適な登山を楽しみましょう

マップ機能を使って目的地までの所要時間を検索することができます
気象情報などのプッシュ配信を受け取ることができます

問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部

富士山世界遺産課

電話番号 054-221-3746

富士山を未来へ守る

富士山寄附金

世界の宝富士山を、未来へ向けてみんなで守るために、
「富士山寄附金」を受け付けております。



●横山大観《群青富士》(右隻・部分)
1917年～18年頃 静岡県立美術館蔵

寄附金の 使い道

富士山に関する幅広い事業に役立てます

- 富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承
- 富士山の環境保全
- 富士山に係る情報提供等



寄附金額

101,000円～

特典

富士山寄附金を1,000円以上
納めた方に記念品を1つ差し上げます。

受付場所

- ① 現地での受付
 - ・静岡県側富士山五合目3登山口(開山期間中のみ)
 - ・静岡県富士山世界遺産センター
- ② 現地以外での受付
 - ・メール等による申し出(県富士山世界遺産課へ)

記念品
木札



※画像はイメージです

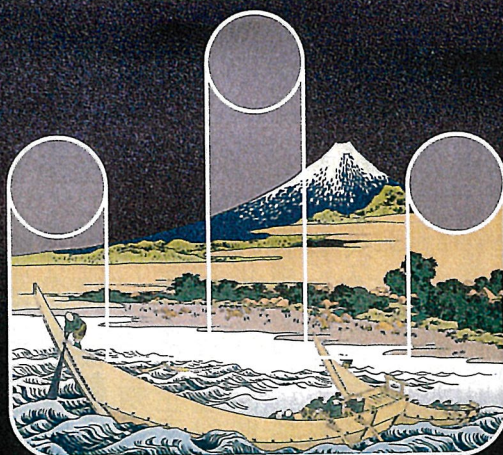
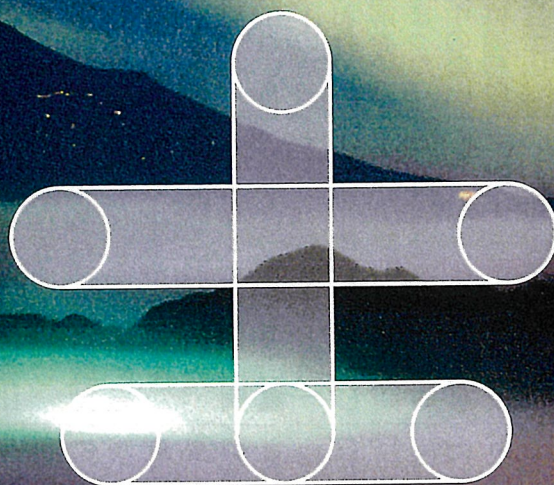
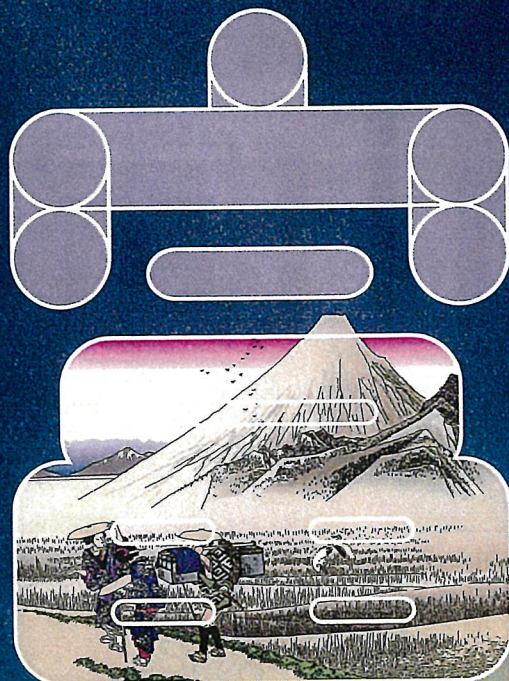
詳しくはコチラ



お問い合わせ先

(寄附金全般、3登山口・メール等申し出での受付) 静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課
TEL:054-221-3746 E-mail:sekai@pref.shizuoka.lg.jp
(富士山世界遺産センターでの受付) 静岡県富士山世界遺産センター
TEL:0544-21-3776 E-mail:mtfujii-whc@pref.shizuoka.lg.jp

富士山麓で出会う、信仰と芸術の世界
Sacred faith and artistic inspiration
at the foothills of Mount Fuji.



World Heritage FUJISAN



富士山麓を巡る旅のショートムービー公開中

A short travel film exploring the foothills of Mount Fuji — now available.



74k 6/19

登山家

鍛錬の場「一律禁止反対」5000人超署名



「(閉山期間中の登山は)地元としては迷惑な話。あくまでも富士山は安全なときに登っていたきたい」

静岡県富士宮市の須藤秀忠市長は8日の記者会見でこう訴え、閉山中の登山禁止を訴えた。富士

19日午後には富山屋
辺の5市町でつくる「富
山ネットワーク会議」
（会長＝須藤市長）とし
て、閉山期間中の入山禁
止の徹底を求める要望書
を鈴木康友・静岡県知事
に提出する予定だ。

主要登山道がある山梨県富士吉田市の堀内茂市長は、救助費用は遭難者の自己負担にすべきだといったのが持論だ。市長らの要望を受け、静岡、山梨両県は防災への有料

登山シーズンは7月から9月上旬までの約2カ月に限られ、それ以外の時期は道路法で通行が禁止される。違反すると6カ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金という罰則もある。

ただ、厳しい気象条件になる冬の富士山にあえて挑む人もいる。氷と雪の高峰に挑むアルパインクライマーにとっては、

こうした閉山中の登山

助要請は費用の一部を当事者に負担させる制度の導入などを訴えている。

「しっかりと準備を怠ね、あえて厳しい自然に挑む登山という行為への理解を広げていきたい」署名活動はオンライン

署名サイト「change.org」に進め、6月18日時点で約5400人が座じた。

現在は環境省と静岡、

の登山禁止には慎重な立場だ。取材に対し「登山家としては、登山の冒険的要素は大切にしたい。本格的に山に向き合う登山者と、十分な装備も持たない無自覚な登山者の線引きができればいい。

本来ならば登山口で装備や入山届をしつかりチェックできる態勢を作るべきだ」と話している。

(吉沢龍彦、戸村登)

(吉沢龍彦、戸村登)

2014年2月25日

姓名	性别	年龄	职业
王小明	男	25	教师
李小红	女	22	学生
张华	男	30	医生
刘伟	男	28	工程师
陈丽	女	24	护士
赵强	男	26	程序员
周敏	女	23	设计师
吴昊	男	27	销售经理
孙悦	女	21	实习生
郑宇	男	29	项目经理

1113

7.1. → 見解
 7.1. → 視察
 7.1. → 視察

- 日本のアルハイーン(場所がなくて)
- （その新可利を採る）

2026 年 6 月 20 日

夏山シーズン外の富士登山に対する一律規制方針についての声明

山岳安全対策ネットワーク協議会

私たち山岳安全対策ネットワーク協議会は、静岡県および富士山ネットワーク会議において検討が進められている「夏山シーズン以外の富士登山を禁止するルール作り」について、強い懸念を表明するとともに、その再考を求めます。

富士山は日本を象徴する山であり、2013 年にはユネスコ世界遺産（文化遺産）リストにも登録されました。その価値は単なる観光資源に留まらず、日本人が古来より自然と向き合い培ってきた登山文化・精神文化の象徴でもあります。四季を通じて富士山に向き合う営みは、多くの登山者や山岳関係者によって長きにわたって受け継がれてきた重要な文化的実践です。

当然ながら、冬季を含む夏山シーズン外、積雪期の富士登山には雪山登山の経験・技術が必要であり、高度な危険が伴います。厳冬期（以外残雪期の事故も多い）の富士山は国内有数の厳しい山岳環境であり、十分な経験・技術・装備・判断力が不可欠です。厳冬期以外でも道路のアクセスが良い残雪期の事故も多く発生しています。私たち登山を志す者たちは、その危険性を誰よりも理解しており、無謀な登山を容認する立場では決してありません。

しかし、今回議論されているような「一律禁止」という方向性は、問題の本質的解決につながるものではなく、積み重ねられてきた日本の登山文化や、個々人が適切な準備と責任のもと自然に挑戦する権利/自由を過度に制限するものになりかねません。

また、一部報道において示された「言うことを聞かず勝手に登っている」「遭難しても自己負担がないと考えるのは安易すぎる」といった趣旨の発言については、多くの登山者や山岳関係者に対する誤解を助長する表現であり、極めて遺憾と考えます。

積雪期の富士山を登る多くの登山者は、日頃から技術訓練を重ね、登山計画書の提出、気象情報の収集、適切な装備準備、山岳保険への加入など、事故防止のための最大限の努力を真摯に行っています。しかし、実際には実力に見合っていない山で事故を起こす人も多く、無謀・登山届を提出しないルール違反登山には事故防止のための対策も必要と考えます。山岳遭難を減らすべきという目的は行政機関と共有しておりますが、その議論は登山者全体を一括りにした印象論ではなく、実態に基づく冷静かつ建設的なものであるものと捉えています。

私たちは、必要なのは「全面禁止」ではなく、「安全性を高める制度設計」であると考えます。

具体的には、

- ・ 冬季登山における入山届提出の厳格化
- ・ 多言語による注意喚起と情報発信の強化
- ・ 遭難救助費用負担の明確化（山岳保険加入の義務化、登山届を出さないで事故を起こした場合のペナルティなど）
- ・ 山岳ガイドや山小屋関係者との連携強化
- ・ 観光収益を活用した救助活動の体制づくり

など現実的かつ実効性のある対策を優先して議論すべきと考えます。山岳文化とは、本来自由と責任の両立の上に成り立つものです。危険が存在するからこそ、人は学び、備え、自然への敬意を育んできました。その営みを単純な禁止によって断ち切ることは、日本の登山文化の衰退にもつながりかねません。

私たち山岳安全ネットワーク協議会を構成する山岳四団体は、静岡県および富士山ネットワーク会議に対し、夏山シーズン外の富士登山に対する一律規制方針の撤回と、山岳関係者・ガイド団体・地域関係者・登山者を交えた公開性ある議論の場を設けることを強く望みます。安全対策と登山文化の継承は、決して対立するものではありません。

富士山の価値を未来へ残すためにも、現実在即した冷静で持続可能な議論が行われることに期待します。

山岳安全対策ネットワーク協議会構成団体

- ・ 公益社団法人日本山岳会 会長 橋本しをり
- ・ 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 会長 町田幸男
- ・ 公益社団法人日本山岳ガイド協会 理事長 武川俊二
- ・ 日本勤労者山岳連盟 理事長 川嶋高志
- ・ 山と自然ネットワーク「コンパス」 代表 今 吏靖

件名: 夏山シーズン外の富士登山に関する制度設計案の送付について

日本勤労者山岳連盟 理事長 川嶋高志 様

突然のご連絡を差し上げますこと、何卒ご容赦ください。

貴連盟におかれましては、広く登山文化の普及と安全登山の推進に取り組まれており、深く敬意を表します。

このたび、公益社団法人日本山岳会が公表された「夏山シーズン外の富士登山に対する一律規制方針についての声明」を拝読し、富士山閉山期における安全対策について、あらためて関係各位にもご参考までに資料をお届けしたいと考えました。

私も、閉山期登山の安全性向上には実効性ある制度設計が重要であるとの問題意識から、先月、静岡県・山梨県ならびに富士山関係五市長宛に、富士山閉山期登山に関する提言書および「富士山閉山期安全・保全条例(案)」を送付いたしました。

本資料は、季節外登山を全面的に禁止するものではなく、冬期許可制、準冬期届出制、火口特別危険区域の設定、過料制度等を組み合わせることにより、登山文化における自由と責任、そして安全確保との両立を図る制度設計を提案するものです。

貴会ならびに関係各位におかれまして今後ご議論を進められる際、具体的な制度設計の一例として、何らかのご参考となれば幸いに存じます。必要に応じまして、本資料の内容はご自由にご検討・ご議論の材料としてお役立ていただければ幸甚です。

富士山の価値、登山文化、そして人命のすべてを大切にする、現実的かつ持続可能な制度が構築されることを心より願っております。

末筆ながら、貴会のますますのご発展とご活動を心よりお祈り申し上げます。

敬具

令和8年6月29日

矢作直樹

東京大学名誉教授・医師

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-4-5

電話 03-6912-1692、メール naokiyah@gmail.com

添付資料

- 一、富士山閉山期登山に関する提言書
- 一、富士山閉山期安全・保全条例(案)

富士山閉山期における入山制度の再設計に関する提言書

— 安全確保と環境保全の両立に向けて —

一、はじめに（問題の所在）

近年、冬季における富士山登山をめぐり、遭難・救助の在り方について様々な議論が生じております。

閉山期遭難対策への問題提起を受け、閉山期入山管理のあり方そのものについて、あらためて検討する必要があると考えました。

本件は、費用負担の問題として整理される前に、
「事故が起こる構造そのもの」への理解と対応を先行して検討すべき課題であると考えます。

本提言は、責任論や費用論に偏ることなく、事故を未然に防ぐための視点整理と、閉山期入山制度の再設計の方向性を提示することを目的とするものです。

二、論点の整理（事故後対応から事前構造へ）

現在の議論は、「救助費用を誰が負担すべきか」という点に集約されがちである。しかし、これは事故発生後の対応に関する議論であり、本来問われるべきは、「なぜその事故が起こるのか」という事前の構造である。

冬季の富士山は、一般登山の延長線上にはない。
気象、地形、風、体温維持、装備、判断力——いずれを欠いても生死に直結する環境である。

にもかかわらず、その危険性の伝達と入山判断の質を担保する仕組みは、現状においてなお十分に整備されているとは言い難い。

三、基本理念（事故を未然に防ぐ「予防」の考え方）

医療においては、発症後の治療よりも発症前の予防が重要であるという認識が共有されている。

登山においても同様に、事故後の対応ではなく、事故に至らない判断と環境理解を担保することが本質的課題である。

すなわち、登山における「予防」の概念の制度化が求められる。

四、現状の課題（制度面）

現行制度の課題は以下に集約される。

1. 閉山期の一括扱い
2. 技量評価の欠如
3. 危険区域の未区分

五、提言内容（制度設計）

以下の制度設計を提案する。

（一）閉山期の二層区分

- ・ 準冬期（移行期）
- ・ 冬期（厳冬期）

（二）危険区域・特別危険区域の設定

- ・ 山頂火口部は原則立入制限

（三）事前届出・審査制度

- ・ 準冬期は届出制、冬期は許可制とする
- ・ 登山歴・装備・計画・保険等の確認

（四）単独登山の個別判断

（五）ガイド同行の条件付義務化

（六）責任と費用の明確化

六、制度導入の進め方

段階的導入

(届出 → 区域設定 → 審査 → 明確化)

七、結語

登山は本来、自己の能力と自然環境との関係を見極める行為であり、その判断の質を高めることこそが安全の根幹である。

本提言は、責任論にとどまらず、より本質的な議論と制度設計への一助となることを期待する。

富士山閉山期安全・保全条例（試案）

【前文】

富士山は、古来より信仰と畏敬の対象として人々に仰がれてきた霊峰であり、また自然と人間の関係を象徴する文化的遺産である。

しかし近年、その価値の広範な認知とともに、十分な準備や経験を欠いた入山が増加し、遭難事故の多発や自然環境への負荷の増大が顕著となっている。特に閉山期においては、気象条件の急変、強風、氷結、視界不良等により、生命の危険が極めて高い状態にある。

本来、山は誰に対しても等しく開かれているものではなく、相応の備えと理解、そして謙虚な姿勢をもって向き合うべき存在である。

よって本条例は、富士山閉山期における無秩序な入山を抑制し、登山者の生命を守るとともに、富士山の文化的価値及び静穏を保全し、将来世代に継承することを目的として制定する。

【第一章 総則】

第1条（目的）

本条例は、富士山閉山期における安全確保及び環境・文化的価値の保全を図るとともに、適正な入山秩序を確立することを目的とする。

第2条（定義）

本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。

1. 閉山期

知事が定める期間（概ね9月中旬から翌年6月下旬まで）

2. 積雪期高所登山

閉山期における富士山への入山行為

3. 危険区域
閉山期において高度な危険を伴う区域
4. 特別危険区域
生命に重大な危険が常時存在する区域
5. 準冬期
閉山期のうち積雪が限定的な期間として知事が定める期間
6. 冬期
閉山期のうち厳しい気象条件及び積雪状態にある期間（概ね11月1日から5月15日）

【第二章 入山の制限】

第3条（入山区分）

1. 準冬期に入山しようとする者は、知事に対し届出を行わなければならない。
2. 冬期に入山しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
3. 知事は、安全確保のため必要な条件を付することができる。

第4条（届出又は許可申請）

届出又は許可申請には以下を含めるものとする：

- ・ 登山歴（積雪期含む）
- ・ 行動計画
- ・ 装備内容
- ・ パーティ構成
- ・ 緊急時対応計画
- ・ 保険加入証明
- ・ 危険理解確認（多言語対応）

第5条（審査及び勧告）

知事は、申請内容が不適当と認める場合、計画変更または中止を勧告できる。

第6条（入山証）

承認された者には入山証を交付し、携行を義務付ける。

【第三章 区域及び行動の制限】

第7条（特別危険区域）

1. 火口部（お鉢）を特別危険区域とする
2. 知事が定める期間は原則立入禁止とする
3. 例外は高度経験者に限り個別承認
4. 冬期においては、火口部は原則として立入を認めない。ただし、特に高度な経験及び技術を有すると認められる者については、この限りでない。

第8条（単独登山の制限）

1. 単独で入山しようとする者は、当該行為に見合う十分な経験及び能力を有することを証明しなければならない。
2. 知事は、申請内容に照らし、単独登山が著しく危険であると認める場合には、計画の変更又は同行者の追加を勧告できる。
3. 特別危険区域及び知事が定める期間においては、単独登山を制限することができる。

第9条（ガイド義務）

一定の経験基準を満たさない者にはガイド同行を義務付けることができる。

【第四章 責任及び費用】

第10条（保険及び費用担保）

入山者は以下を義務とする：

- 登山保険加入
- 緊急費用支払い同意
- 必要に応じた担保登録

第11条（違反者への措置）

以下の場合、行政は制限を課することができる：

- 無届入山
- 虚偽申請
- 重大過失による事故

【第五章 罰則】

第12条

無届入山、虚偽申請、入山証不携行等に対し過料を科す

【第六章 補則】

第13条

必要な事項は別途定める

山岳安全対策ネットワーク協議会
関係団体の皆様

台湾よりご挨拶申し上げます。

私はブヌン族の野外冒険教育指導者であり、T S U M S Bunun Governance Technologies Co., Ltd. の創設者である Ismahasan Vlian と申します。

このたび、夏山期間外の富士登山を一律に規制する方針について、皆様が6月20日に発表された声明を拝読いたしました。

声明の中核にある、次の原則に深く敬意を表します。

山岳安全は、全面的な禁止によってではなく、適切な制度設計によって向上させるべきである。

登山計画書提出の厳格化、山岳保険、救助費用に関する責任の明確化、山岳ガイドや山小屋関係者との連携、そして公開された対話の場を求める皆様の提案は、自由、責任、安全、山岳文化の均衡を図る成熟した考え方だと受け止めています。

併せて、一点お知らせしたいことがあります。

現在、皆様の声明は台湾のSNS上でも紹介されています。しかし、少なくとも一件の転載では、原文には見当たらない独自の論評が加えられ、台湾の山岳文化が「協作・サポートサービスの文化」に成り下がったかのように表現されていました。

また、ガイド、ポーター、協作者、商業的な支援サービスが山岳文化の衰退を象徴するかのような印象も付加されています。

しかし、皆様の原文は、専門ガイド、山小屋、支援人員、専門的な協力体制を否定するものではないと理解しています。

むしろ声明では、山岳ガイドおよび山小屋関係者との連携強化を、安全制度の重要な一部として明確に提案されています。

この点をお伝えする目的は、皆様を台湾国内のSNS上の議論に巻き込むことではありません。皆様の声明の本来の趣旨が正確に保たれることを願っているためです。

皆様の声明が提起された問題は、TSUMSの取り組みとも深く関係しています。

T S U M S は、山岳分野における権限の分散、事故前のリスク・ガバナンス、エスカレーション規則、証拠記録、責任区分、救助費用、事故後の検証および制度改善を扱う、非拘束的な公開層ガバナンス枠組みです。

その基本的な考え方は、以下のとおりです。

- * 一律禁止ではなく、責任ある自由を維持すること
- * 全ての登山者を同一視せず、リスクと責任を区分すること
- * 明確なエスカレーションおよび中止判断の仕組みを構築すること
- * ガイド、救助者、地域社会、参加者など第一線の人々を保護すること
- * 検証可能な記録を残し、事故後の検討と制度学習につなげること
- * 事故前の予防と事故後の制度改善を一つの責任連鎖として扱うこと

皆様には、以下の公開資料を、非営利の制度検討、教育、政策比較、研究または引用のために自由にご参照いただけます。

TSUMS Public Entry Package v1.0

公開資料の案内、エグゼクティブ・ブリーフ、参考文書

<https://doi.org/10.5281/zenodo.20259880>

TSUMS 4.0V: A Replayable Governance Interface for High-Risk Mountain Systems

<https://doi.org/10.5281/zenodo.18773338>

TSUMS Mountain Risk Upstreaming Governance Reference Specification v1.0

事故前リスク分類、エスカレーション、責任主体の対応付け、ガバナンス空白の検出、
検証および制度学習

<https://doi.org/10.5281/zenodo.20371087>

これらは非拘束的な公開参考資料です。

日本の法的権限、専門家の判断、地域知識、あるいは長年培われてきた山岳文化に代わることを意図したものではありません。

皆様からの支持、会議、協力、または返信を求めるものでもありません。

ただ、皆様の声明に敬意を表し、同じ基本目標を持つ山岳団体の皆様に、TSUMS の公開枠組みを共有したいと考えました。

恐怖や一律禁止ではなく、責任、証拠、専門的連携、そしてより良いガバナンスによって、山岳における自由と安全を守ること。

敬意を込めて

Ismahasan Vlian

Founder

TSUMS Bunun Governance Technologies Co., Ltd.

TSUMS Bunun Protocol Authority

Email: tsumsproton.me@pm.me

消防ヘリ (大規模. 救助)

警察ヘリ (小型. 捜索)